

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月1日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第40号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した」を削る。

第15条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（」を削り、「による」の次に「同条第1項に規定する」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に、「日に」を「日の介護時間に」に、「、当該」を「、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の措置を講ずる期間）

第22条の2 条例第16条の2第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。